

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の6第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 次のa又はbに掲げる場合において、新株予約権証券、新株予約権付社債券等、新株引受権証券、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。)又は交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。)であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)(以下この号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引に係る買付け</p> <p>a 新株予約権証券等の売付けを行っている場合</p> <p>当該売付けを行っている新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券(以下この号において「行使対象株券」という。)の数量(当該売付けと対当する買付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量及び新株予約権証券等に係る価格と行使対象株券の価格の関係を利用して行う取引であって、新株予約権証券等の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量の範囲内で当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引による当該売付</p>	<p>(公開買付期間中における自己買付け)</p> <p>第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の6第4号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 売買立会の始めの約定値段を定める売買を成立させるために必要と当取引所が認める買付け</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p>

新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量を
控除した数量に限る。)の範囲内で、当該行使
対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取
引

b 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、
当該買付残高に係る価格の変動により発生し得
る危険を減少させるため、行使対象株券と同一
の銘柄の株券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の数量の範囲内
で、当該株券の買付けを行う取引

(6) 株価指数連動型投資信託受益証券（以下この号か
ら第8号まで及び次条第9号において「投資信託受
益証券」という。）に係る価格の水準と当該投資信
託受益証券に係る株価指数との水準の関係を利用し
て行う次のaからcまでに掲げる取引に係る買付け
（次条において「投資信託受益証券に係る価格水準
と株価指数との水準の関係を利用した買付け」とい
う。）

a・b （省略）

c aに掲げる取引を行っている場合又はbに規
定する場合における、株価指数の変動への近似
を保つために株券の買付けを行う取引（株価指
数の算出方法若しくは株価指数の対象である株
券の銘柄の変更が行われた場合又は株価指数の
対象である株券の銘柄について当該株価指数の
算出に用いられる数値に変動が生じた場合に、
銘柄の異なる複数の株券の価額の合計額の変動
が当該株価指数の変動への近似を保つために株
券の買付けを行う取引をいう。以下同じ。）

(7) 次のaからcまでに掲げる場合において、投資信
託受益証券に係る価格の変動により発生し得る危険
を減少させる行為に関して行う、当該aからcまで
に定める取引に係る買付け（次条において「投資信
託受益証券に係る価格変動による危険を減少するた
めの買付け」という。）

a 投資信託受益証券の売付けを行っている場合
当該売付けを行っている投資信託受益証券の価
額（これと対当する投資信託受益証券の買付価額
及び当該投資信託受益証券に係る前号aに規定す
る取引による投資信託受益証券の売付価額を控除

(6) 株価指数連動型投資信託受益証券（以下この号か
ら第8号まで及び次条第9号において「投資信託受
益証券」という。）に係る価格の水準と当該投資信
託受益証券に係る株価指数との水準の関係を利用し
て行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け（次
条において「投資信託受益証券に係る価格水準と株
価指数との水準の関係を利用した買付け」とい
う。）

a・b （省略）

(新設)

(7) 次のa又はbに掲げる場合において、投資信託受
益証券に係る価格の変動により発生し得る危険を減
少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める
取引に係る買付け（次条において「投資信託受益証
券に係る株価変動による危険を減少するための買付
け」という。）

a 投資信託受益証券の売付けを行っている場合
当該売付けを行っている投資信託受益証券の価
額（これと対当する投資信託受益証券の買付価額
及び当該投資信託受益証券に係る前号に規定する
取引による投資信託受益証券の売付価額を控除し

した価額に限る。)の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

b (省略)

c aに定める取引を行っている場合又は前bに掲げる場合

株価指数の変動への近似を保つために株券の買付けを行う取引

(8) (省略)

(9) 株価指数に係る有価証券指数等先物取引(外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「株価指数先物取引」という。)に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引(外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において同じ。)を利用して行うものを含む。)に係る買付け(次条において「株価指数先物取引に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用した買付け」という。)

a・b (省略)

c aに掲げる取引を行っている場合又は前bに規定する取引契約残高を有している場合における、
株価指数の変動への近似を保つために株券の買付けを行う取引

(10) 次のaからcまでに掲げる場合において、株価指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引について行うものを含む。)に係る買付け(次条において「株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 売方株価指数先物取引の取引契約残高を有している場合

当該売方株価指数先物取引の取引契約残高(これと対当する買方株価指数先物取引の取引契約残高及び当該売方株価指数先物取引と同一の株価指

た価額に限る。)の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

b (省略)

(新設)

(8) (省略)

(9) 株価指数に係る有価証券指数等先物取引(外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「株価指数先物取引」という。)に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引(外国有価証券市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において同じ。)を利用して行うものを含む。)に係る買付け(次条において「株価指数先物取引に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用した買付け」という。)

a・b (省略)

(新設)

(10) 次のa又はbに掲げる場合において、株価指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに定める取引(これに準ずる取引で株価指数に係る有価証券オプション取引について行うものを含む。)に係る買付け(次条において「株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 売方株価指数先物取引の取引契約残高を有している場合

当該売方株価指数先物取引の取引契約残高(これと対当する買方株価指数先物取引の取引契約残高及び当該売方株価指数先物取引と同一の株価指

数先物取引に係る前号 a に規定する取引による売
方株価指数先物取引の取引契約残高を控除した取
引契約残高に限る。)の範囲内で、銘柄の異なる
複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当
該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似
するように選定したものに限る。)の買付けを行
う取引

b (省略)

c a に定める取引を行っている場合又は前 b に
掲げる場合

株価指数の変動への近似を保つために株券の
買付けを行う取引

(11) 次の a 又は b に掲げる場合において、株券の売
付けを成立させることができる権利(以下この号及
び次条において「株券プットオプション」とい
う。)又は株券の買付けを成立させることができる
権利(以下この号及び次条において「株券コールオ
プション」という。)に係る対価の額の変動により
発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、
当該 a 又は b に定める取引に係る買付け(次条第
13号において「株券プットオプション又は株券
コールオプションに係る対価の額の変動による危
険を減少するための買付け」という。)

a 株券オプション取引(株券の売買に係る有価証
券オプション取引をいい、外国有価証券市場にお
いて行われる類似の取引を含む。以下この号及び
次条において同じ。)により株券プットオプシ
ョンを取得し又は株券コールオプションを付与し
ている場合

当該株券プットオプション又は株券コールオ
プションを行使し又は行使された場合に売り付
けることとなる株券の数量(当該株券プットオ
プションを付与し又は当該株券コールオプシ
ョンを取得している場合における当該株券プット
オプション又は株券コールオプションを行使さ
れ又は行使することにより買い付けることとな
る株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る
次条第 12 号 a に掲げる取引により株券プットオ
プションを取得し、かつ、株券コールオプシ
ョンを付与している場合における当該株券プット

数先物取引に係る前号に規定する取引による売
方株価指数先物取引の取引契約残高を控除した取
引契約残高に限る。)の範囲内で、銘柄の異なる複
数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該
株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似す
るように選定したものに限る。)の買付けを行う
取引

b (省略)

(新設)

(11) 株券の売買に係る有価証券オプション取引(外国
有価証券市場において行われる類似の取引を含む。
以下この条及び次条において「株券オプション取
引」という。)において、株券の買付けを成立させ
ることができる権利(以下この条及び次条において
「株券コールオプション」という。)の取得に係る
注文に応じて自己の計算により当該株券コールオ
プションを付与した場合に、当該株券コールオプ
ションの対価の額の変動により発生し得る危険を減少さ
せるため、当該株券コールオプションが行使された
場合に売り付けることとなる当該株券の数量の範囲
内で行う当該株券と同一の銘柄の株券の買付け(当
該株券コールオプションを付与した後遅滞なく行わ
れるものに限る。)

オプション又は株券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。)の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 株券オプション取引により株券プットオプションを付与し又は株券コールオプションを取得している場合であって、当該株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

(12) 顧客（公開買付者等（法第27条の3第3項に規定する公開買付者等をいう。）を除く。）に対して有価証券を売り付けることを約している場合又は売付けを行った場合において、当該売付けのために必要な数量の範囲内で行う当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付け

(新設)

(13) 有価証券を借り入れている場合（当該公開買付けに係る法第27条の3第1項に規定する公告が行われた日の前日以前に借り入れた場合に限る。）において、返済のために必要な数量の範囲内で行う借り入れた有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付け

(新設)

(14) あらかじめ選定した25銘柄以上の種類が同一である有価証券を同時に買い付ける取引であって、当該公開買付けに係る有価証券の発行者が発行する有価証券の買付けに係る代金が当該取引の買付けに係る代金の合計額の100分の4を超えない取引に係る買付け

(新設)

(安定操作期間内における自己買付け)

(安定操作期間内における自己買付け)

第67条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和40年大蔵省令第60号）第4条第6号イに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を

第67条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和40年大蔵省令第60号）第4条第6号イに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を

図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 新株予約権証券、新株予約権付社債券等、新株引受権証券、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下この号において同じ。)又は交換社債券(以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格と当該新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券(以下この号及び次号において「行使対象株券」という。)の価格の関係を利用して行う次のa又はdまでに掲げる取引に係る買付け

a 新株予約権証券等の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量の範囲内で当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 株券の買付残高を有し、かつ、当該株券と同一の銘柄の株券を行使対象株券とする新株予約権証券等(新株引受権証券、株券預託証券及び交換社債券を除く。以下このb及び次のcにおいて同じ。)の売付けを行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、行使対象株券の数量が当該売付株券の数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付け(当該売付けを行っている新株予約権証券等の数量の範囲内で行うものに限る。)を行う取引

c 行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量が、当該売付けの数量の範囲内となる新株予約権証券等の買付けを行う取引

d 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを

図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 新株予約権証券、新株予約権付社債券等、新株引受権証券、株券預託証券(株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下この号において同じ。)又は交換社債券(証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第2条第1項第4号に掲げる有価証券又は同項第9号に掲げる有価証券のうち同項第4号の有価証券の性質を有するもの(以下この号において「社債券」という。))であって、社債券を保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。以下同じ。)

(以下この号及び次号において「新株予約権証券等」という。)に係る価格と当該新株予約権証券等に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券(以下この号及び次号において「行使対象株券」という。)の価格の関係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け

a 新株予約権証券等の売付けを行うとともに、当該行使対象株券の数量の範囲内で当該行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

(新設)

b 行使対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行うとともに、行使対象株券の数量が、当該売付けの数量の範囲内となる新株予約権証券等(新株引受権証券、株券預託証券及び交換社債券を除く。)の買付けを行う取引

(新設)

行っている場合において、当該買付残高の全部又は一部を売り付けるとともに、当該売付新株予約権証券等に係る行使対象株券の数量の範囲内となる株券の買付け（当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で行うものに限る。）を行う取引

(6) 次の a 又は b に掲げる場合において、新株予約権証券等に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該 a 又は b に定める取引に係る買付け

a 新株予約権証券等の売付けを行っている場合
当該売付けを行っている新株予約権証券等に
係る行使対象株券の数量（当該売付けと対する
買付新株予約権証券等に係る行使対象株券の
数量及び前号 a 又は b に規定する取引による
売付新株予約権証券等に係る行使対象株券の
数量を控除した数量に限る。）の範囲内で、当該
行使対象株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う
取引

b 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、
当該買付残高に係る価格の変動により発生し得
る危険を減少させるため、行使対象株券と同一
の銘柄の株券の売付けを行っている場合
当該売付けを行っている株券の数量の範囲内
で、当該株券の買付けを行う取引

(7) ~ (11) （略）

(12) 株券オプション取引に係る権利行使価格（当事者
の一方の意思表示により成立する売買に係る値段を
いう。）及び対価の額と株券の売買価格の関係を利
用して行う次の a 又は b に掲げる取引に係る買付け

a 株券オプション取引を新規に行うことにより株
券プットオプションを取得し、かつ、株券コール
オプションを付与するとともに、当該株券プット
オプション又は株券コールオプションを行使し又
は行使された場合に売り付けることとなる当該株
券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券
の買付けを行う取引

b （略）

(6) 新株予約権証券等の買付残高を有し、かつ、当該
買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を
減少させるため行使対象株券と同一の銘柄の株券を
売り付ける行為を行っている場合において、当該行
為に関して当該株券の買付け（売り付けている当該
株券の数量の範囲内で行うものに限る。）を行う取
引に係る買付け

(7) ~ (11) （略）

(12) 株券オプション取引に係る権利行使価格（当事者
の一方の意思表示により成立する売買に係る値段を
いう。）及び対価の額と株券の売買価格の関係を利
用して行う次の a 又は b に掲げる取引に係る買付け

a 株券オプション取引を新規に行うことにより株
券の売付けを成立させることができる権利（以下
この条において「株券プットオプション」とい
う。）を取得し、かつ、株券コールオプションを
付与するとともに、当該株券プットオプション又
は株券コールオプションを行使し又は行使された
場合に売り付けることとなる当該株券の数量の範
囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行
う取引

b （略）

(13) 株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け

(14)・(15) (略)

付 則

この改正規定は、平成16年7月1日から施行する。

(13) 次のa又はbに掲げる場合において、株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該a又はbに掲げる取引に係る買付け

a 株券プットオプションを取得し又は株券コールオプションを付与している場合

当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる株券の数量(当該株券プットオプションを付与し又は当該株券コールオプションを取得している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る前号に規定する取引により株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。)の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 株券プットオプションを付与し又は株券コールオプションを取得している場合であって、当該株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

(14)・(15) (略)